

消 防 特 第 1 7 4 号  
2 2 保 安 第 2 2 号  
平 成 2 2 年 9 月 1 4 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

総務省消防庁特殊災害室長

経済産業省原子力安全・保安院保安課長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)

本日付けで公布・施行された政令第199号及び総務省・経済産業省告示第4号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段のご配慮をされるとともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

## 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令 の一部を改正する政令について

### 1. 概 要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

特別防災区域の状況については、毎年調査を行っており、今年度の調査の結果、直江津地区及び堺泉北臨海地区において特別防災区域を拡張する必要性が明らかになったことから、当該区域について所要の改正を行うとともに、特別防災区域の表示の改正も併せて行う。

### 2. 改正内容

(1) 基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定する日）を平成 22 年 4 月 1 日に変更

(2) 区域の変更等

地区番号	地区名	都道府県	改正内容
4 の 3	むつ小川原地区	青森県	区域表示の変更
1 2	いわき地区	福島県	区域表示の変更
2 4	直江津地区	新潟県	埋立竣工に伴う区域拡張
2 9	金沢港北地区	石川県	区域表示の変更
3 6	四日市臨海地区	三重県	区域表示の変更
3 9	堺泉北臨海地区	大阪府	事業所の拡張に伴う区域拡張 区域表示の変更
4 4	姫路臨海地区	兵庫県	区域表示の変更
4 5	和歌山北部臨海北部地区	和歌山県	区域表示の変更
6 5	北九州地区	福岡県	区域表示の変更
6 8	福島地区	長崎県	区域表示の変更
7 1	大分地区	大分県	区域表示の変更
7 1 の 2	川内地区	鹿児島県	区域表示の変更

### 3. 公 布 日

公 布 平成 22 年 9 月 14 日（火）  
施 行 公 布 日 施 行

政令第九十九号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に改める。

別表第四号の三中「大字尾駮字沖村」を「大字尾駮字沖付」に改め、同表第十二号(3)中「、塩田前、寺田及び蕪木」を「及び天神前」に改め、「及び高海島」を削り、同表第二十四号(1)中「字青山、字上町、字洞仙野、字千城、字釜前、字添及び字馬ノ口」を「（字善次郎及び字土屋を除く。）」に、「並びに佐内町」を「及び佐内町」に改め、同表第二十九号中「大野町四丁目」を「大野町四丁目ソ及びレ」に改め、同表第三十六号(1)中「、大字六呂見字大島」を削り、「字沖殿」の下に「、字大島」を加え、同表第三十九号イ(1)中「築港八幡町」の下に「及び匠町」を加え、同表第四十四号(1)から(9)までを次のように改める。

(1) 白浜町字常盤、字末広新開及び字甲八束新開、白浜町灘浜、飾磨区妻鹿日田町、飾磨区妻鹿常盤町並びに飾磨区妻鹿字甲鶴亀、字乙鶴亀、字甲琵琶、字巳高須、字甲太平及び字太太の区域 白浜町字常盤新開、字万代新開及び字乙八束新開並びに飾磨区妻鹿字丁向、字戊向、字乙琵琶、字戊琵琶、字巳琵琶、字戊高須及び字丁高須の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 飾磨区中島字宮前新田上、字宮前新田下、字水取、字古新田、字東畑林、字西畑林、字真鶴砂田、字真鶴扇田、字真鶴切戸、字濱崎新田、字川尻新田上、字川尻新田下、字福路町、字庄助新田、字前袋町、字辰巳新田、字相生梅、字相生竹、字相生松、字相生亀、字相生鶴、字相生會所前、字一文字、字大森新田鶴、字大森新田亀、字大森新田松、字大森新田竹、字大森新田梅及び字宝来の区域 飾磨区中島字高浜、字長町、字真鶴上及び字流田並びに飾磨区玉地字向島の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) 飾磨区細江字西宮前、字網干場、字東万歳、字西万歳、字小万歳及び字浜万歳の区域 飾磨区細江字東宮前及び字南浜砂並びに飾磨区須加字須加町の区域のうち主務大臣の定める区域

(4) 飾磨区構字東飯田新田、飾磨区今在家字東葭林新田、字中葭林新田、字西葭林新田及び字近藤新

田、飾磨区入船町、飾磨区粕谷新町並びに飾磨区英賀字粕谷新田の区域 飾磨区構字西飯田新田、飾磨区今在家字東荒新田及び字西荒新田並びに飾磨区英賀字葭林新田の区域のうち主務大臣の定める区域

(5) 広畑区夢前町二丁目、広畑区夢前町四丁目及び広畑区富士町の区域 広畑区鶴町一丁目、広畑区

鶴町二丁目及び広畑区大町一丁目から広畑区大町三丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

(6) 大津区勘兵衛町三丁目及び大津区勘兵衛町五丁目の区域 大津区勘兵衛町一丁目及び大津区勘兵

衛町四丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

(7) 大津区吉美字地浜、字地浜畑、字地畑、字中浜、字元新浜北、字元浜南、字西浜、字西新浜、字

中畑及び字沖畑の区域

(8) 網干区新在家字五本松、字日富見梅、字日富見竹、字日富見松、字日富見亀及び字日富見鶴並び

に網干区大江島字流作、字肥塚新田北及び字肥塚新田南の区域 網干区新在家字衣掛及び字塩浜並

びに網干区大江島字西高の区域のうち主務大臣の定める区域

(9) 網干区興浜字沖高洲、字新々畑及び字西沖並びに網干区浜田字了益新田、字替地新田、字外新田

、字添地新田、字北新々田、字東新々田、字上天保新田、字下天保新田、字北垣原、字南垣原、字西新々田及び字南新々田の区域 網干区興浜字第一味岡、字小松鼻、字鉄炮場、字古新畑及び字安土川並びに網干区浜田字中沖新田、字西沖新田、字寄洲新畑及び字入江新畑の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第四十五号(3)中「(2)の区域に隣接する道路の区域のうち主務大臣の定める区域」を削り、同表第六十五号(4)を次のように改める。

(4) 八幡東区大字若松字葛島の区域 戸畑区牧山五丁目及び牧山海岸、八幡東区大字尾倉字高見、字多々羅、字節原、字井上、字築田、字西田、字築地及び字浜田並びに大字前田字芒田、字小緑、字大塚、字鯛田、字中ノ塚、字唐木、字下ノ原、字中伏、字洞岡、字西洞岡、字波戸、字瀬戸原及び字和井田並びに八幡西区東浜町の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第六十八号中「福島町塩浜免」の下に「字白岩、字柳、字川下、字外尾崎、字松原谷、字平野及び字此浦」を加え、同表第七十一号(1)を次のように改める。

(1) 大字日吉原、大字青崎、大字一ノ洲、大字家島字一本木、字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川

、字東松浦、字内中洲、字東中洲及び字飛島、大字小中島字新田、字江ノ道及び字中島、大字三佐  
字浜新地及び字仲洲、大字鶴崎字西浜、字塩田、字田ノ上、字向島、字家形、字前田、字平素麵、  
字池田、字長畑、字八反畑、字芳原、字前川及び字新堀並びに大字中ノ洲の区域のうち主務大臣の  
定める区域

附 則

別表第七十一号の二中「港町」の下に「字唐山及び字京泊」を加える。  
この政令は、公布の日から施行する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十二年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表</p> <p>一〇四の二 (略)</p> <p>四の三 むつ小川原地区</p> <p>青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付、字二又及び字上弥栄の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>五〇十一の二 (略)</p> <p>十二 いわき地区</p> <p>福島県いわき市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 岩間町川田、仁反田、天神後、塚原、割餘及び天神前並びに佐糠町大島の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(4) (略)</p> <p>十三〇二十三 (略)</p> <p>二十四 直江津地区</p> <p>新潟県上越市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 大字黒井字善次郎及び字土屋、大字直江津字名古浦、大字高崎新田字市之町及び字屋敷並びに福田町の区域 大字黒井（字善次郎及び字土屋を除く。）</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表</p> <p>一〇四の二 (略)</p> <p>四の三 むつ小川原地区</p> <p>青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖村、字二又及び字上弥栄の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>五〇十一の二 (略)</p> <p>十二 いわき地区</p> <p>福島県いわき市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 岩間町川田、仁反田、天神後、塚原、割餘、塩田前、寺田及び蕪木並びに佐糠町大島及び高海島の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(4) (略)</p> <p>十三〇二十三 (略)</p> <p>二十四 直江津地区</p> <p>新潟県上越市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 大字黒井字善次郎及び字土屋、大字直江津字名古浦、大字高崎新田字市之町及び字屋敷並びに福田町の区域 大字黒井 字青山、字上町、字</p>

、港町二丁目、三ツ屋町及び佐内町の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) (略)

二十五〜二十八の二 (略)

二十九 金沢港北地区

石川県金沢市大野町四丁目ソ及びビレの区域のうち主務大臣の定める区域

三十〜三十五 (略)

三十六 四日市臨海地区

三重県四日市市の区域のうち次の区域

(1) 霞一丁目、三郎町、大協町一丁目、大協町二丁目、千歳町、大浜町、石原町、三田町、雨池町並びに川尻町字極楽寺、字小島繩、字丸田、字大仙寺、字古屋敷、字城東、字古城及び字起シの区域 午起三丁目、浜町、北納屋町、稲葉町、大字四日市字寅高入、東邦町、宮東町一丁目から宮東町三丁目まで、塩浜町、日永東二丁目、大字日永字中浜及び字土網、大字馳出字北新開及び字葭原、大字六呂見字宮北、字冲殿、字大島、字小浦、字東浦、字大工繩、字南新堀及び字南浦、大字塩浜、川尻町並びに大治田三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 これらの区域に介在する道路の区域

(2) (略)

三十七・三十八 (略)

三十九 堺泉北臨海地区

イ 大阪府堺市の区域のうち次の区域

(1) 堺区築港八幡町及び匠町の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) (略)

ロ・ハ (略)

洞仙野、字千城、字釜前、字添及び字馬ノ口、港町一丁目、港町二丁目、三ツ屋町並びに佐内町の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) (略)

二十五〜二十八の二 (略)

二十九 金沢港北地区

石川県金沢市大野町四丁目 の区域のうち主務大臣の定める区域

三十〜三十五 (略)

三十六 四日市臨海地区

三重県四日市市の区域のうち次の区域

(1) 霞一丁目、三郎町、大協町一丁目、大協町二丁目、千歳町、大浜町、石原町、三田町、雨池町、大字六呂見字大島並びに川尻町字極楽寺、字小島繩、字丸田、字大仙寺、字古屋敷、字城東、字古城及び字起シの区域 午起三丁目、浜町、北納屋町、稲葉町、大字四日市字寅高入、東邦町、宮東町一丁目から宮東町三丁目まで、塩浜町、日永東二丁目、大字日永字中浜及び字土網、大字馳出字北新開及び字葭原、大字六呂見字宮北、字冲殿、字小浦、字東浦、字大工繩、字南新堀及び字南浦、大字塩浜、川尻町並びに大治田三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 これらの区域に介在する道路の区域

(2) (略)

三十七・三十八 (略)

三十九 堺泉北臨海地区

イ 大阪府堺市の区域のうち次の区域

(1) 堺区築港八幡町 の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) (略)

ロ・ハ (略)

四十三 (略)  
四十四 姫路臨海地区

兵庫県姫路市の区域のうち次の区域

- (1) 白浜町字常盤、字末広新開及び字甲八東新開、白浜町灘浜、飾磨区妻鹿日田町、飾磨区妻鹿常盤町並びに飾磨区妻鹿字甲鶴亀、字乙鶴亀、字甲琵琶、字巳高須、字甲太平及び字太太の区域 白浜町字常盤新開、字万代新開及び字乙八東新開並びに飾磨区妻鹿字丁向、字戊向、字乙琵琶、字戊琵琶、字巳琵琶、字戊高須及び字丁高須の区域のうち主務大臣の定める区域
- (2) 飾磨区中島字宮前新田上、字宮前新田下、字水取、字古新田、字東畑林、字西畑林、字真鶴砂田、字真鶴扇田、字真鶴切戸、字濱崎新田、字川尻新田上、字川尻新田下、字福路町、字庄助新田、字前袋町、字辰巳新田、字相生梅、字相生竹、字相生松、字相生亀、字相生鶴、字相生會所前、字一文字、字大森新田鶴、字大森新田亀、字大森新田松、字大森新田竹、字大森新田梅及び字宝来の区域 飾磨区中島字高浜、字長町、字真鶴上及び字流田並びに飾磨区玉地字向島の区域のうち主務大臣の定める区域
- (3) 飾磨区細江字西宮前、字網干場、字東万歳、字西万歳、字小万歳及び字浜万歳の区域 飾磨区細江字東宮前及び字南浜砂並びに飾磨区須加字須加町の区域のうち主務大臣の定める区域
- (4) 飾磨区構字東飯田新田、飾磨区今在家字東葭林新田、字中葭林新田、字西葭林新田及び字近藤新田、飾磨区入船町、飾磨区粕谷新町並びに飾磨区英賀字粕谷新田の区域 飾磨区構字西飯田新田、飾磨区今在家字東荒新田及び字西荒新田並びに飾磨区英賀字葭林新田の区域のうち主務大臣の定める区域
- (5) 広畑区夢前町二丁目、広畑区夢前町四丁目及び広畑区富

四十三 (略)  
四十四 姫路臨海地区

兵庫県姫路市の区域のうち次の区域

- (1) 白浜町灘浜の区域 同町及び飾磨区妻鹿の区域のうち主務大臣の定める区域 当該区域と海岸線及び市川左岸で囲まれた区域
- (2) 飾磨区中島及び玉地の区域のうち主務大臣の定める区域 当該区域と市川右岸、海岸線及び野田川左岸で囲まれた区域
- (3) 飾磨区細江及び須加の区域のうち主務大臣の定める区域 当該区域と野田川右岸、海岸線及び船場川左岸で囲まれた区域
- (4) 飾磨区構、今在家及び英賀の区域のうち主務大臣の定める区域 当該区域と船場川右岸、海岸線及び夢前川左岸で囲まれた区域
- (5) 広畑区夢前町二丁目、夢前町四丁目、鶴町一丁目、鶴町

士町の区域 広畑区鶴町一丁目、広畑区鶴町二丁目及び広畑区大町一丁目から広畑区大町三丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

(6) 大津区勘兵衛町三丁目及び大津区勘兵衛町五丁目の区域 大津区勘兵衛町一丁目及び大津区勘兵衛町四丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

(7) 大津区吉美字地浜、字地浜畑、字地畑、字中浜、字元新浜北、字元浜南、字西浜、字西新浜、字中畑及び字沖畑の区域

(8) 網干区新在家字五本松、字日富見梅、字日富見竹、字日富見松、字日富見亀及び字日富見鶴並びに網干区大江島字流作、字肥塚新田北及び字肥塚新田南の区域 網干区新在家字衣掛及び字塩浜並びに網干区大江島字酉高の区域のうち主務大臣の定める区域

(9) 網干区興浜字沖高洲、字新々畑及び字西沖並びに網干区浜田字了益新田、字替地新田、字外新田、字添地新田、字北新々田、字東新々田、字上天保新田、字下天保新田、字北垣原、字南垣原、字西新々田及び字南新々田の区域 網干区興浜字第一味岡、字小松鼻、字鉄炮場、字古新畑及び字安土川並びに網干区浜田字中沖新田、字西沖新田、字寄洲新畑及び字入江新畑の区域のうち主務大臣の定める区域 (略)

四十四の二 (略)

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の区域のうち次の区域

(1) (2) (略)

(3) (1)及び(2)の区域に介在する道路の区域

四十六 六十四 (略)  
六十五 北九州地区

二丁目、富士町及び大町一丁目から大町三丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域 当該区域と夢前川右岸、海岸線及び汐入川左岸で囲まれた区域

(6) 大津区勘兵衛町一丁目及び勘兵衛町三丁目から勘兵衛町五丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

(7) 大津区吉美の区域のうち主務大臣の定める区域

(8) 網干区新在家並びに大江島流作、酉高、肥塚新田北及び肥塚新田南の区域のうち主務大臣の定める区域

(9) 網干区興浜及び浜田の区域のうち主務大臣の定める区域

(10) (略)

四十四の二 (略)

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の区域のうち次の区域

(1) (2) (略)

(3) (1)及び(2)の区域に介在する道路の区域 (2)の区域に隣接する道路の区域のうち主務大臣の定める区域

四十六 六十四 (略)  
六十五 北九州地区

福岡県北九州市の区域のうち次の区域

(1) (3) (略)

(4) 八幡東区大字若松字葛島の区域 戸畑区牧山五丁目及び  
牧山海岸、八幡東区大字尾倉字高見、字多々羅、字節原、  
字井上、字築田、字西田、字築地及び字浜田並びに大字前  
田字芒田、字小緑、字大塚、字鰯田、字中ノ塚、字唐木、  
字下ノ原、字中伏、字洞岡、字西洞岡、字波戸、字瀬戸原  
及び字和井田並びに八幡西区東浜町の区域のうち主務大臣  
の定める区域

(5) (6) (略)

六十五の二、六十七 (略)

六十八 福島地区

長崎県松浦市福島町塩浜免字白岩、字柳、字川下、字外尾崎、  
字松原谷、字平野及び字此浦の区域のうち主務大臣の定める  
区域

六十九、七十 (略)

七十一 大分地区

大分県大分市の区域のうち次の区域

(1) 大字日吉原、大字青崎、大字一ノ洲、大字家島字一本木、  
字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川、字東松浦、字内  
中洲、字東中洲及び字飛島、大字小中島字新田、字江ノ道  
及び字中島、大字三佐字浜新地及び字仲洲、大字鶴崎字西  
浜、字塩田、字田ノ上、字向島、字家形、字前田、字平素  
麵、字池田、字長畑、字八反畑、字芳原、字前川及び字新  
堀並びに大字中ノ洲の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) (略)

七十一の二 川内地区

鹿児島県薩摩川内市港町字唐山及び字京泊の区域のうち主務  
大臣の定める区域  
七十一の三、七十五 (略)

福岡県北九州市の区域のうち次の区域

(1) (3) (略)

(4) 八幡東区大字若松の区域 戸畑区牧山五丁目及び牧山海  
岸、八幡東区大字尾倉及び大字前田並びに八幡西区東浜町  
の区域のうち主務大臣の定める区域

(5) (6) (略)

六十五の二、六十七 (略)

六十八 福島地区

長崎県松浦市福島町塩浜免  
の区域のうち主務大臣の定める  
区域

六十九、七十 (略)

七十一 大分地区

大分県大分市の区域のうち次の区域

(1) 大字日吉原、大字青崎、大字一ノ洲、大字家島、大字小  
中島、大字三佐、大字鶴崎及び大字中ノ洲の区域のうち主  
務大臣の定める区域

(2) (略)

七十一の二 川内地区

鹿児島県薩摩川内市港町  
の区域のうち主務  
大臣の定める区域  
七十一の三、七十五 (略)

\_\_\_\_\_